

## 第20回入善町農業委員会議事録

平成28年3月1日午後1時30分から第20回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	16番 市森孝義
17番 中島由起子	18番 手塚喜志子		

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	主幹	板倉晴
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第70号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第71号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第72号 平成28年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

お疲れ様です。先日のイベント間のみ良い天気となっております。

さて、先の認定農業者との意見交換会や賃借料改定会議等ありがとうございました。

4月からは、新しい農業委員会法が施行されるわけですが、入善町では、平成29年7月の改選に向けて動いていくこととなります。それまでは、農業委員の私たちが農地利用最適化推進委員の仕事を兼任することになります。その内容は何かといいますと、農地の集積及び集約を進めることとなっております。そのため、農地中間管理機構と連携しながらということになります。

一つ衆議院の予算委員会で、65歳以上の仕事したい人が全国約207万人といわれており、このような人たちが元気に過ごすためには、「きょうよう」と「きょういく」が必要と言っておりました。意味は「今日用事がある」と「今日行く所がある」だそうです。そういう意味では農家は、毎日水管理等の「用事」が有り、農地へ「行く」にあてはまり、健康に過ごせると言えるのではないのでしょうか。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第20回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番柳澤委員と7番寺崎委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

案第69号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は、荒又〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は868㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、荒又〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として指定されており、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、当該農地の近所に住む認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から約170mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間250日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、113,794㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋会長にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、野中〇〇外3筆の計4筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は合計10,744㎡です。

譲渡人は、朝日町三枚橋〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、朝日町三枚橋〇〇番地の〇〇さんです。

譲受人が経営面積の拡大のため、当該農地を譲り受けることとなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から自動車です5分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間6ヶ月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、17,740㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、窪野委員にいただいております。

以上、2件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

申請番号1番は、私が確認しました。仲間田で元々譲受人が耕作しており、権利を整理するものであり、問題ありません。

窪野委員

申請番号1番の確認を行いました。遺産相続後、農地を渡すものであり、親族間での権利の整理であり、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第70号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案70号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町道市〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は251㎡です。譲渡人は入善町道市〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は滑川市上小泉〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅用地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、譲渡人〇〇さんの孫で、現在、滑川市のアパートに住んでおり、実家のある入善町に生活拠点を移し住宅を新築する予定ですが、高齢の祖父母と両親の面倒を見たいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、適当な土地をさがしていたところ、実家にも程近い今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車場スペースとして利用する計画であり、面積は251㎡としており、500㎡以内と、一般住宅の基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅用地」で、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認め

られることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件になります。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番の確認をしました。事務局の説明のとおりで、分家住宅建設のための申請であり、問題ないと認められます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第70号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第71号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第71号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年3月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規25件、更新86件の申請があります。今回は、件数が多いため、地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区は1件、2筆、943㎡。

上原地区は3件、6筆、8,987㎡。

青木地区は1件、1筆、819㎡。

飯野地区は9件、27筆、42,834㎡。

小摺戸地区はありません。  
新屋地区は4件、10筆、20,426㎡。  
櫛山地区は2件、2筆、2,557㎡。  
横山地区はありません。  
舟見地区は3件、3筆、2,394㎡。  
野中地区は2件、2筆、1,697㎡。  
以上、新規の合計は、25件、53筆、80,657㎡です。

続いて更新です。  
入善地区は1件、6筆、9,303㎡。  
上原地区は7件、9筆、17,702㎡。  
青木地区は5件、10筆、14,905㎡。  
飯野地区は7件、9筆、18,932㎡。  
小摺戸地区は3件、5筆、9,788㎡。  
新屋地区は55件、243筆、465,871.96㎡。  
櫛山地区はありません。  
横山地区は1件、1筆、846㎡。  
舟見地区は6件、9筆、18,348㎡。  
野中地区は1件、4筆、10,024㎡。  
以上、更新の合計は、86件、296筆、565,719.96㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上、今回は、新規と更新合わせて合計111件、349筆、646,376.96㎡の申請です。  
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何もございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第71号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議案第72号、平成28年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第72号、平成28年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について、平成28年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料を別紙の額とすることについて、当委員会の決定を求めます。平成28年3月1日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

2月24日に入善町農作業標準料金策定会議及び入善町農地標準賃借料算定会議で検討した結果です。

詳細の積算については、別冊の資料をご確認ください。

まず、農作業標準料金ですが、農作業1日あたりの賃金は、春・秋作業で7,500円から9,700円、その他の軽作業では、6,000円から6,900円となっております。耕起、代かきは10aあたり13,000円、耕起のみで6,000円、あら代、代かきで7,800円です。畦塗は1mあたり80円、秋耕は深耕10aあたり7,500円です。育苗は、うるち、もち共に一箱当たり成苗で700円、発芽苗で510円です。田植は10aあたり8,700円、防除は10a一回あたり600円、刈取は10aあたり21,300円です。乾燥調製は、玄米30kg1袋で990円、乾燥が630円で、調製が360円です。ケイサン散布は10aあたり1,000円です。それぞれ消費税を含まない価格とし、整形田が基準となっております。

続いて農地標準賃借料ですが、平成28年度から30年度に適用する賃借料として、区分「上」が13,400円、「中」が11,200円、「下」が9,100円となりました。

以上、よろしく申し上げます。

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

転作及び米の品種や等級ごとの価格等も考慮できればいいですね。

事務局

当町で一番多いのがコシヒカリであります。そのため、コシヒカリを一般的価格として算定しておりますので、ご理解ください。

議長 (鍋嶋 太郎)

他にご意見等はございませんか。それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第72号、平成28年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

農業委員活動記録簿について、今年度後半の活動記録の集計を、次回の農業委員会時に集めたいと思いますので、ご記入の上お持ちくださいますよう、よろしく願いいたします。

次に、前回もお知らせしましたが、農業委員等研修会が、3月11日、金曜日、午後1時30分から、とやま自遊館で開催されます。役場正面からマイクロバスで12時に出発したいと思いますので、遅れないようお集まりください。なお、この場で出欠を確認させていただきますので、欠席される方や、マイクロバスを利用せず自分で向かわれる方などおられましたら、お知らせください。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見がないようですので、これもちまして第20回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、平成28年4月8日 金曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時30分）